

平成 26 年第 10 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 26 年 10 月 30 日)

召集年月日 平成26年10月30日(木)

召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成26年10月30日 午前 9時55分

閉会 平成26年10月30日 午前11時02分

出席委員

3番	小原好一	4番	西 忠彦(会長)	7番	寺本清二
8番	中嶋義男	9番	小川宗一	10番	渡辺俊策
11番	東 茂正	12番	木村正行	14番	石橋高志
16番	猿橋 巧	18番	吉岡靖夫	17番	小間美也子
20番	小畑信幸	21番	田中 廣(職務代理)		
22番	大下利男				

欠席委員(7名)

1番	山本 修	2番	松宮利廣	5番	中川啓二
6番	福井明美	13番	山下大三郎	15番	栗谷善一
19番	藤原義隆				

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第30号 地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について

報告第 8号 事業計画書について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成26年第10回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、1番山本委員、2番松宮委員、5番中川委員、6番福井委員、13番山下委員、15番栗谷委員、19番藤原委員、の7名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております1議案及び報告1件を予定しております。よろしくお願いたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

よろしくお願いたします。

会 長

本日は、平成26年第10回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

(県農業委員会役員業務について報告)

それでは、本日上程の1議案、報告1件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願申し上げます。

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、15名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、8番中嶋委員さんと9番小川委員さんを指名いたします。

議 長

日程2 議案第30号地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定についてを議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長

はい、議長

議案第30号は、地籍調査事業により、地籍調査実施区域内の地目が農地であるものを農地以外の地目に認定するため、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。

平成20年度から名田庄地域に調査が入り、納田終区、坂本区、井上区、西谷区まで調査が進んでおりまして、坂本区の認定は、今回3件目であります。

今年度からは、中区を対象に調査に入り、順次、下区、小倉区と調査を進める予定となっております。

農振・農用地区域外の、登記地目が田、畑となっているものを、調査地の現況をもって地目を判断することを原則に、農地以外の宅地、雑種地、山林等に認定し、確定次第、一括して登記に反映させるものであります。

詳細については、次長の奥に説明させます。

次長

はい、議長

(議案朗読)

議案第30号地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について説明させていただきます。

今回提案の件につきましては、10月17日午前、地籍整備課職員から農業委員会事務局に対し現地で説明を受け確認してまいりました。これを受け、24日、農地委員さんとの現地調査に至った次第であります。

今回の区域は国道162号と主要地方道坂本高浜線の交差点付近を中心にした口坂本地籍までが対象となります。

(以下、資料に基づき、説明。)

地籍調査において、農地を農地以外の地目に変更する場合の町の考え方は、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実な場合に限り、町から農業委員会に一括照会し意見を求める。」こととなっております。

今回の地目認定につきましても、農振農用地区域外であり、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実と認められることから、農地以外の地目に認定するものであります。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小間委員 はい、議長

小間委員 本案の現地につきましては、24日の午前中、山本委員と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

対象農地は224筆、65,380㎡、約6町半ほどです。時間の関係上すべては確認できず十分な報告はできませんが、確認してきました現地についてご報告いたします。

奥坂本地籍と境の「小谷集落」から確認に入りまして、30年程育った杉林の底地が「田」とであると説明を受けました。

この事例は、今回の調査全体に多く見られまして、集落周辺に植林されたほとんどが、農地の面影を残す程度でした。

この後、国道162号を納田終方面へ進み、22号馬ヶ瀬から横折集落周辺を確認しました。山林化した所や、茅が一面に生い茂り耕作放棄地の所もありまして、この状況では、営農は再開できないと感じました。

また、森町集落は、整備された農業集落でしたが、農村公園のグラウンドの底地が農地であることを、現況に合わせて「雑種地」にすることを確認しました。

同じように、名田庄きのこの菌床シイタケ栽培施設も「宅地」に見直すとなっています。

全体に、住宅に隣接する農地が既に宅地として利用されていたり、山際の農地が植林されて山林となっていたり、耕作されずに相当の年月が経ち原野となっている事例が多く見られました。

また、宅地化されている農地も多くみられましたが、いずれも、現況は農地以外になって10年以上経過しているものであり、地籍調査事業を実施するにあたって町と農業委員会との取り決めに基づき行われておりますので、全体的には問題ないものと判断いたします。以上です。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 3頁の集計表の地目「その他」とは何か。

次長 (地目の種類について回答)

議 長 他にご意見、ご質問ございませんか。
では、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第30号地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について、本委員会は、原案どおり同意するものといたします。

議 長 日程3 報告第8号事業計画書について、事務局から説明をお願いします。

次 長 (議案朗読)

議案書に記載のある通り、高浜町音海地係で施工中の「原子力災害制圧道路」工事で発生する工事用残土をおおい町犬見の農地に仮置きし、おおい町川上で予定の県道改良工事用盛土として利用するため、一時転用するものであります。なお、工期は、平成26年10月から平成29年3月末までの3年以内であります。今回の措置は、国または県が行う道路工事に伴うもので、許可不要案件とされておりますが、残土置き場については、優良農地を避け、一時転用であるなどの条件を付して転用が認められるものであります。以上、事業計画の報告とさせていただきます。

議 長 事務局からの説明と報告がありました。何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 ○○さんの地番が違うのでは。

次 長 住基と電話帳の住所が異なっている。
資料には住基住所を記載。

渡辺委員 仮置き後の復元は。

次 長 小浜土木事務所より復元計画が提出されている。

猿橋委員 高浜から犬見までは距離がある。
高浜から出たものは同じ町内で処分すべき。
県へも意見すべき。

局長 委員ご指摘のとおりですが、今回は、高浜から出る土ではありますが、おおい町での利用のため、おおいに仮置きすることとなりました。

議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。
引き続きまして、その他1でございますが、農地委員長から「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の実施について」協力依頼のお願いがありますので、東委員長より報告をお願いします。

東農地委員長 農地委員会から、委員の皆様へ、恒例となっております「遊休農地、耕作放棄地の調査」につきまして、別紙の日程のとおり実施していただきたく、天候不順の時期ではありますが、お繰り合わせご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。
詳細につきましては、事務局より、説明願います。

次長 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の実施についてご説明申し上げます。
(資料に基づき説明)

議長 農地委員長からの報告と事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。
(質問なし)

議長 それでは、その他の事項につきまして、事務局より願いたします。
(事務局報告)

議長 それではこれで、平成26年第10回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。